7 鉱区税に関する調

					総	È 1	鉱区		左のう	ち	非課税鉱区	課	税対	象 鉱 区			
			区	分	件	数	面積又は		件数	数	面積又は延長	件	数	面積又は延長	調	定	額
							(百ア・	ール)			(百アール)			(百アール)			(千円)
鉱業権の鉱区	少数	民居	石油又は天然	ガス鉱区以外		13		3, 178					13	3, 184			445
	卸回		石油又は天	然ガス鉱区													
	: 抖 . 挑	采屈	石油又は天然	ガス鉱区以外		114	1	15, 555		1	4		114	15, 621			6, 247
V	, [>		石油又は天	然ガス鉱区													
権す	と砂		法 第 180 条 2 号 に 規 定	第1項第する鉱区													
権の鉱区	な目		法 附 則 第 13 の 適 用 を 受	3条の規定ける鉱区			(Ŧ.	メートル)			(千メートル)			(千メートル)			·
			合	計		127				1			127				6, 692

8 狩猟税に関する調

			区分	税率	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調定額(千円)
		所得	割額の納付を要する者	-	1, 171	12, 084
		(I) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0	(
	第一種銃猟免許	(2	法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0	(
		(3	法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	849	6, 962
		(4	法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	23	189
		(5	上記に該当しないもの	16,500円	299	4, 933
		所得	割額の納付を要しない者	-	395	2, 453
		6	法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0	(
狩	に	(7) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0	
	係る登録	(8	法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	321	1, 76
		(9) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	23	12'
		(10) 上記に該当しないもの	11,000円	51	56
		課税5	免除	-	482	
		(1)	法附則第32条第1項に該当するもの	-	422	
		(E	法附則第32条第2項に該当するもの	-	60	
		所得	割額の納付を要する者	-	5	2-
		(13	》 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	
猟		(14	○ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	
3/14		(1)	法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	4	10
	網	Œ	法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	0	
	猟	(17) 上記に該当しないもの	8,200円	1	:
	免許	所得	割額の納付を要しない者	-	6	2'
	計に係る登録	(18	法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	
		(I	法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	
		20	》 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	2	
		(2)	○ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	
税		2) 上記に該当しないもの	5,500円	4	2:
170		課税免除		-	3	
		23	③ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	1	
		24	法附則第32条第2項に該当するもの	-	2	
		所得	割額の納付を要する者	-	1, 376	6, 99
		25	法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	
		26	法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	
		27	法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1, 007	4, 12
	わな猟免許	28	法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	38	15
88		29) 上記に該当しないもの	8,200円	331	2,71
関		所得	割額の納付を要しない者	-	534	1,62
	許に	30	》 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	
	係	(3)	法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	
	る登	32	》 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	443	1, 19
	録	33	3 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	25	6
		34	上記に該当しないもの	5,500円	66	36
		課税的	免除	-	656	
		33	法附則第32条第1項に該当するもの	-	633	
fre:		36	法附則第32条第2項に該当するもの	-	23	
係				-	109	45
		37		5,500円×1/4	0	
	係猟	第		5,500円×3/4	0	
	る免	_ 3) 法附則第32条第1項に該当するもの	-	14	
	登許録に	種飯	》 法附則第32条第2項に該当するもの	-	0	
	×2. (-	41	法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	24	6
		42	》 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	
		43	》 上記に該当しないもの	5,500円	70	38
		D ~	~ 働 の 合 計	-	4, 737	23, 66